

あま社協ホームヘルプサービスセンター
指定居宅介護事業及び重度訪問介護・同行援護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が設置するあま社協ホームヘルプサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定障害者福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護及び同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）及び障害児の保護者（利用者を含め、以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう利用者の身体その他状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及びその他の生活全般にわたる援助、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、尼崎市、他の指定障害者福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法、以下「法」という）及び「尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あま社協ホームヘルプサービスセンター
- (2) 所在地 兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目24-5 尼社協ほっと館

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員 訪問介護員兼務)

管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行うものとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者

居宅介護・重度訪問介護……6名以上(うち1名以上は常勤)

同行援護……3名以上(うち1名以上は常勤)

サービス提供責任者は居宅介護計画等を作成し、利用者又は、その家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う

- (3) 従業者 60名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供にあたる。

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、職種及び定員を超える職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1月1日から3日を除く毎日
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 1月1日から3日を除く毎日
- (4) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。

(主たる対象者)

第7条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護

身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

- 障害児（１８歳未満の身体障害者及び知的障害者）
難病等
精神障害者
- （２）重度訪問介護
身体障害者（１８歳未満の者を除く）
知的障害者（１８歳未満の者を除く）
難病等
精神障害者
- （３）同行援護
身体障害者（１８歳未満の者を除く）
障害児（１８歳未満の身体障害者及び知的障害者）
難病等

（指定居宅介護の内容）

第８条 本事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- （１）指定居宅介護等計画の作成
- （２）居宅介護
 - 身体介護：入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事の援助
 - 通院等介助：通院や市役所等の官公署へ手続きに行くときの介助
- （３）重度訪問介護
 - 常時介護を要する利用者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる介護
- （４）同行援護に関する内容
 - 移動に著しい困難を有する利用者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援及び移動の援護並びに排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- （５）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - （２）から（４）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

（利用者からの受領する費用の額等）

第９条 事業所は、指定居宅介護等を提供した際は、利用者等から尼崎市が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額（サービスの提供に要した費用の１割相当額）の支払を受けるものとする。

２ 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者等から厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けるものとする。

- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した費用の支払を利用者等から徴収することができる。
- 4 事業者は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。
- 5 事業所は、第3項の費用の額の発生に伴うサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 6 事業所は、法定代理受領により尼崎市から居宅介護等に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者等にその額を通知する。
- 7 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等にかかる費用の支払を受けた場合は、利用者等に対し、サービス提供証明書を交付する。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、尼崎市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、指定居宅介護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により尼崎市が、また、法第48条第1項の規定により兵庫県知事又は尼崎市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して尼崎市、又は兵庫県知事及び尼崎市長が行う調査に協力するとともに、尼崎市、又は兵庫県知事及び尼崎市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(暴力団等の排除)

第13条 事業所の代表者又は管理者は、暴力団員等と密接な関係を有することなく、又、事業所の運営について暴力団等の支配を受けない。

(事故発生の防止及び対応)

第14条 事業所は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生もしくはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生した又はその再発の防止に関する指針を定める。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が従業者に周知される体制を整備する。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止についての会議を開き、従業者に対して研修を行う。

2 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第15条 その提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 前項における評価の結果を公表するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居

宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※第 17 条の措置は、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。（当該措置は令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とされている。）

（衛生管理等）

第 18 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

※第 18 条の措置は、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。（当該措置は令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とされている。）

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修内容の見直しを行い、従業者の計画的な育成に努める。

（1）採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

（2）継続研修 随時実施

2 従業者等は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又は家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者等であった者に、業務上に知り得た利用者等又は家族の秘密を保持するため、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、指定居宅介護等の提供の記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- 6 事業所は、その運営状況の内容についての評価を行い、その結果を公表するよう努める。
- 7 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する

あま社協ホームヘルプサービスセンター
移動支援事業運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が設置するあま社協ホームヘルプサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する移動支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な移動支援事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、尼崎市、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

第3条（虐待防止に関する事項）

あま社協ホームヘルプサービスセンターは、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

第4条（事業所の名称等）

事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 あま社協ホームヘルプサービスセンター
- （2）所在地 兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目24-5 尼社協ほっと館

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者1名（常勤職員 訪問介護員兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者

に対し

法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3 名以上（うち 1 名以上は常勤）

サービス提供責任者は、事業所に対する移動支援の利用の申込みにかかる調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及びサービス計画の作成にあたる。

(3) 従業者 10 名以上

従業者は、移動支援の提供にあたる。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、職種及び定員を超える職員を置くことができる。

第 6 条（営業日及び営業時間）

本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 1 月 1 日から 3 日を除く毎日。

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 15 分までとする。

(3) サービス提供日 1 月 1 日から 3 日を除く毎日。

(4) サービス提供時間 午前 7 時から午後 9 時までとする。

第 7 条（主たる対象者）

事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児

(4) 精神障害者

(5) 難病等

第 8 条（移動支援事業の内容）

本事業所で行う移動支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 移動支援等計画の作成

(2) 外出時の移動中の介護

ア 余暇活動等社会参加のための外出の援助

ただし、1 日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の

経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助は行わない。

(3) 必要に応じて健康や日常生活上の状況を伺い、生活上の相談や助言を行う。

第 9 条（利用者からの受領する費用の額等）

移動支援を提供した場合の利用料の額は、尼崎市長が定める額とし、当該移動支援

が代理サービスであるときは、その1割とする。ただし、利用者の受給者証に記載された月額上限額の範囲内とする。

- 2 移動支援において従業者に公共交通機関などの交通費が必要な場合、その実費の額を徴収する。

第 10 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、尼崎市の区域とする。

第 11 条（緊急時等における対応方法）

現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、尼崎市、当該利用者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 12 条（苦情解決）

提供した移動支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関し、尼崎市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は尼崎市の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して尼崎市が行う調査に協力するとともに、尼崎市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（暴力団等の排除）

- 第 13 条 事業所の代表者又は管理者は、暴力団員等と密接な関係を有することなく、又、事業所の運営について暴力団等の支配を受けない。

（事故発生の防止及び対応）

- 第 14 条 事業所は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生もしくはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1）事故が発生した場合の対応、事故の発生した又はその再発の防止に関する指針を定める。
- （2）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、こ

これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が従業者に周知される体制を整備する。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止についての会議を開き、従業者に対して研修を行う。

2 移動支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

第 15 条（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

その提供する移動支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 前項における評価の結果を公表するものとする。

第 16 条（身体拘束等の禁止）

事業所は、移動支援の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

第 17 条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する移動支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※第 17 条の措置は、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。（当該措置は令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とされている。）

第 18 条（衛生管理等）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- （２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （３）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

※第 18 条の措置は、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。（当該措置は令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とされている。）

第 19 条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- （１）採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- （２）継続研修 随時実施

- 2 従業者等は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、移動支援の提供の記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- 6 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。